

## 西条市移住促進委託業務仕様書

### 1 業務名

西条市移住促進委託業務

### 2 業務目的

本事業は、首都圏・関西圏を中心とする都市部エリアに在住する移住・定住希望者に対して西条市の雇用や移住・定住支援策、生活環境、教育施策などの自治体の魅力を強くアピールすることによって、首都圏・関西圏や都市部からの人材を積極的に誘致し、西条市への移住を促す目的である。

### 3 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）までとする。

### 4 業務内容

西条市への移住希望者母集団（西条市サポーター登録者）の構築を行いながら、首都圏・関西圏での西条市独自の移住セミナーの開催を行い、西条市の産業や生活支援制度、移住・定住支援策、生活環境などの魅力ある情報や、西条市の取組を多くの移住検討者へ向けてPRすることで、本市とのマッチングを促進させ、特に移住希望の確度の高い生産年齢人口層の対象者を中心に、移住体験ツアーなどに繋げていき、最終的な移住・定住へと結びつける。

また、東京都内に西条市専任の移住相談員を配置し、移住相談窓口を設け、移住検討者の相談について個別対応を行う。移住に向けてのセミナーやツアー情報等の告知やツアー後のアフターフォローを西条市と情報共有し、連携しながら実施する。

具体的には、次のとおりである。

#### (1) セミナーの開催

東京都内開催西条市移住セミナー4日・大阪市内開催西条市移住セミナー2日開催（集客は概ね1日当たり15人前後とする。）及び集客プロモーション、セミナー申込みリスト作成を行う。

東京・大阪で開催予定の西条市移住セミナーについては、新サイト運用開始に合わせて、新サイト運用受託業者と連携し、申込みリストを作成、事務局としてリマインドメール、参加相談の受付、質問回答及び必要に応じて西条市との連絡の調整をメールや電話等で担う。

#### (2) 東京都内開設西条市専用移住相談窓口運営

西条市サポーター登録者に対し、メールや電話等で西条市の移住セミナー等のイベント案内や、移住相談の受付業務を行う。

移住希望者へ西条市のご紹介をメールや電話等で行うと共に、相談受付・質問回答及び必要に応じて西条市への紹介を行う。

なお、相談業務については、通常はメール、電話等でのやりとりとし、対面相談が必要な

場合は、コワーキングスペース等を活用して行うことも可とする。

(3) 西条市への移住希望者母集団（西条市サポーター登録者）リスト構築

多くの移住検討者を西条市へ集めるため、サポーター登録を促し、西条市への移住希望者母集団（西条市サポーター登録者）リストを構築する。なお、既に西条市が管理していたリストについても継続して管理する。

(4) 情報発信業務

L I V E I N西条及び移行後の新サイトを活用した情報発信業務を行う。

(5) 移住PRパンフレット等企画作製業務

西条市の暮らしやすさを発信し、本市への U・I・Jターン等による移住を促進することを目的に、西条市の移住関連情報をまとめたパンフレット等を作成する。ターゲット層は、若者を中心とした子育て世代で、西条市の様々な魅力ある資源を、分かりやすくデザイン性の高い内容により視覚的にPRしながら情報発信を行う。

※詳細については、別紙「移住PRパンフレット企画作製業務内容」のとおり

(6) その他

L I V E I N西条から新サイトへの切換えに際し、その後の移住相談業務に支障を来すことがないように西条市と協議しながら業務継続に努め、業務全般において新サイト運用受託業者と調整し、必要な措置を講ずる。

【事業スキーム】

ア 【認知】首都圏・関西圏や都市部の移住希望者に向けて、西条市の移住・定住支援策や生活環境、自治体の取組内容などの移住検討者募集に向けた効果的な情報発信を行う。

主に、電子媒体を中心とした情報発信を行い、西条市でのライフスタイルを提案するなどのイメージアップを図り、ターゲット層への効果的かつ広く認知させる。

イ 【理解】移住に必要となる、就業基盤の整備状況や生活環境、移住・定住支援策などの具体的な説明を行う西条市移住セミナー等を定期的に行い、移住体験ツアーへと誘導する。

(ア) 西条市移住セミナーを東京4日、大阪2日それぞれ開催する。

(イ) 移住希望者に対して西条市の取組や生活支援等の環境がより深く理解できるように「移住・就労・生活」に関する相談窓口を東京都内に設置し、メールや電話等を用いて、定住後の生活についても理解してもらえるような取組を行う。

(ウ) より多くの移住検討者を西条市へ集めるため、サポーター登録を促し西条市の移住セミナーや移住体験ツアー等へ誘導する。

(エ) 上記(ア)、(イ)、(ウ)を実施し、西条市への移住予定者として母集団の形成を図る。形成された母集団については、直接西条市より情報発信が可能となる母集団とする。

ウ 【行動】移住希望母集団に対して、西条市の移住・定住支援や相談などの情報一元化の窓口を設置し、相談者や待機者の要望を抽出、申込者に対してきめ細かなフォローアップ

体制を西条市と連携して行う。

上記ア【認知】イ【理解】ウ【行動】の各スキームで事業を行い、形成された母集団を移住希望タイプのカテゴリごとに整理し、カテゴリごとに移住サポートを行う。

また、西条市と相談の上、適切なタイミングで移住PRパンフレット企画作製業務を実施し、作製後のPR活動と合わせて、西条市での移住・定住者の獲得に向けたツールとしてセミナー等での活用に繋げていく。

## 5 事業運営

本事業の進め方や、進行管理、成果等については常に西条市と連携を図り、情報共有を図りながら適切な事業運営を行うこととする。上記以外の項目でも業務全般に関し、有益で実現可能な提案や今後3年間程度を見据えた業務に係る提案等を積極的に行う。

## 6 事業実施体制

- (1) 受託者は、本事業を実施する業務責任者を配置すること。
- (2) 事業の実施に当たり、会計、人事管理等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。
- (3) 業務責任者は、原則として変更しないこととする。やむを得ず変更がある場合においては、西条市と協議の上で変更を行うこととする。

## 7 業務の適正な実施に関する一般事項

- (1) 受託者は、本事業の実施に際して、本業務仕様書及び関係する法令を遵守し、西条市の指示に従いながら連携を密にして業務の進捗を図ることとする。
- (2) 受託者は本業務仕様書に基づき業務を遂行することとするが、本業務仕様書に記載されていない事項、あるいは補足すべき事項については、西条市と協議するものとする。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ書面により西条市の承諾を得たものについては、業務の一部を委託することができる。受託者は再委託した業務に関する進捗管理は責任を持って行うこととし西条市に報告するものとする。
- (4) 本業務に従事するものは、業務の遂行を十分に成し得る知識と経験を有するものでなければならない。
- (5) 受託者あるいは、受託者から再委託を受けた者は、委託事業を行うに当たり、業務上知り得た事項や秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また業務終了後も同様とする。
- (6) 本事業遂行に当たっては、西条市の関連計画の既存資料を参考にするものとし、計画に沿った事業を行うこととする。
- (7) その他、市が必要と認めるときは、事業の実施状況についての調査及び受託者や関連企業

との調査を行う。

## 8 事業成果品

事業終了後、本委託契約書及び本仕様書、事業計画書に基づき速やかに業務の成果に関する報告書及び事業実績報告書を提出することとする。また、事業途中において事業内容の変更や廃止等を行う場合には速やかに西条市に報告し、協議を行うものとする。

事業実施に当たっては、適切な事業運営に努めるほか、事業関係書類を整備して本業務終了後5年間は必ず保管することとする。

事業実績報告書については、次の項目とし、提出書類の作成については西条市と協議の上、実施するものとする。

◆事業報告書（印刷物と電子データ各1部）を正本・副本の計2部を提出する。

※電子データのファイル形式は、PDF及びマイクロソフトワード、エクセル又はパワーポイント形式とする。また電子データはCD-R等の電子媒体にまとめて保存の上、納品することとする。

- (1) 移住・定住希望者（ターゲット）母集団形成名簿及び西条市への移住・定住希望者又は予定者名簿
- (2) 移住雑誌等の媒体及びWEB等の媒体による情報発信を行った原本及び原稿データ等一式
- (3) カテゴリ別の移住・起業希望母集団の個別情報及び対応状況報告書
- (4) 移住者ニーズ調査の集計・調査・分析結果
- (5) 各種説明会や移住促進イベントの事業報告及び開催結果報告書
- (6) 現地移住体験ツアー事業報告及び開催結果報告
- (7) 別途定める移住PRパンフレット企画作製業務内容による成果品及びデータ・報告書一式
- (8) その他、事業に関連する参考資料及び西条市が必要と認めた関係書類一式

## 9 著作権等に関すること

成果品等の著作権については、使用分、未使用分に関わらず、西条市に帰属するものとする。やむを得ず帰属できない部分については、掲載前に西条市と協議の上決定するものとする。受託者は西条市の許可なく成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。

## 10 その他

本業務仕様書に記載されていない事項、又は業務履行に当たり疑義が生じた場合には西条市と協議の上決定し業務を進めるものとする。

移住促進PRパンフレット等企画作製業務内容

- 1 業務名 移住促進PRパンフレット等企画作製業務
- 2 目的 西条市の暮らしやすさを発信し、当市へのU・I・Jターン等による移住を促進することを目的に、西条市の移住関連情報をまとめたパンフレット等を作成する。ターゲット層は、若者を中心とした子育て世代で、西条市の様々な魅力ある資源を、分かりやすくデザイン性の高い内容により視覚的にPRしながら情報発信を行うことを目的とする。
- 3 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日（水）まで
- 4 事業内容 移住促進パンフレット等の作成  
当市が推進する住民誘致に寄与するパンフレット等を作成する事業に当たり、全体構成の検討からその作製に係る写真撮影、デザイン、レイアウト、編集及び印刷製本等の一切の作業について行うもの  
なお、パンフレットの他、PRポスター等についても、パンフレット作製後、西条市と協議の上、予算の範囲内で企画・作製・印刷を行う。

(1) コンセプト

- ア ターゲット層は、子育て世代や20～40代を中心とした若者世代とする。
- イ 移住希望者が移住定住先として、西条市を選ぶ一つのきっかけとなるツール
- ウ 西条市の「暮らしやすさ」を感じさせ、移住希望者の視点で「西条市で暮らしてみたい」と思わせるような内容、見せ方であるもの
- エ 読み手に西条市の魅力と価値を視覚的に伝えられるもので、移住・定住先として西条市を選ぶことをプロモートできるもの

(2) 掲載内容

西条の魅力発信について

「田舎暮らしの本」住みたい田舎ベストランキング若者世代第1位の内容を必ず掲載しつつ、掲載内容は次表の項目を基本とし、市内に在住する方や場所等について、市内での新規の撮影も含め、西条市で暮らすことをリアルに感じ取ることができる内容を描いたものとする。

また掲載順序及び掲載量は指定しない。

なお、次の表以外で移住希望者にとって効果的と考えられる情報や内容があれば、随時提案、追加すること。

掲載項目	備考（一例）
表紙	<p>・西条市の雰囲気を表すようなイメージ（写真・イラスト）又は冊子タイトル（若しくはキャッチコピー。要考案）をタイポグラフィで表現</p> <p>※手に取りたくなり、他自治体と差別化するようなデザインを希望</p>
西条市のイメージ	<p>・コピー 移住者に向けた西条市のキャッチコピーと説明文</p> <p>・イメージ 西条市を象徴する暮らしの中の風景（石鎚山の映り込んだ田園風景・うちぬきの出る市街地など）を印象的に。</p>
西条市のデータと首都圏等との比較	<p>・データ 西条市の農業や産業等のデータを紹介</p> <p>・首都圏等との比較 西条市で暮らした場合と、首都圏で暮らした場合をいくつかのカテゴリーに分けて比較する。</p>
西条市の魅力・暮らしやすさと自然・社会・子育て・教育環境	<p>・お金、時間、仕事、住まい、子育て、安心等</p> <p>・移住者インタビューコーナーで訴求しきれなかったものを中心に、西条市のアピールポイントを複数掲載する。</p> <p>・地方で暮らす特徴も交え、移住後の生活をイメージしやすいものとする。</p> <p>※「西条で暮らした方がお金が貯まる」等</p> <p>※待機児童ゼロや子育て関連施設、社会体育施設の充実、子育て情報、PRポイント、ICT教育等</p>
移住者インタビュー （先輩移住者・移住相談員・地域おこし協力隊の方々等）	<p>・文章 インタビュー。移住に係るエピソードとそれらに関連した西条市の魅力（自然・地理・文化など）や取組（仕事・子育て・教育などへのサポート施策）についても掲載。特に体験ツアーや地域活動の場面など写真を交えて紹介し、具体的に市内で暮らす家族の生活を、何通りかのストーリーにして描き、読者に伝える。追加取材必要</p> <p>・写真 魅力的な暮らしぶりや働きぶりがわかるものを大きく配置し、既存のものと合わせて新たな撮影が必要</p> <p>※ライフスタイルの幅広さ、多角的な地域の魅力を訴求するため、5～7組程度への取材を想定</p> <p>※チャレンジできる西条をアピール、若者が注目し活躍して</p>

	いる様子をクローズアップ
西条市地図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のエリアごとの大まかな市街地マップ（西条・東予・丹原・小松エリアの生活に必要な主要施設）</li> <li>・広域から見た当市への交通アクセスを掲載し、実際に生活するイメージを喚起する。</li> </ul>
裏表紙＝相談窓口一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職、就農、起業、家探しなどに関する連絡先一覧や西条市空き家バンクなどの URL を掲載し、利便性を高める。</li> </ul>

### （３）パンフレット等の仕様

A 列 5 版、中綴じ、表紙・裏表紙を除き 16 ページ以上、フルカラーを基本とする。

※パンフレットの他、ポスター等の PR 掲示物作製について、その内容や実施時期により、移住促進 PR パンフレット企画作製業務の進捗をみて相談の上、仕様を決定する。

## 5 成果品

（１）パンフレット 1, 0 0 0 部

（２）電子データ 印刷入稿データ及び PDF 版データなどの電子データ一式は、CD-ROM 又は DVD-ROM に収録し納品すること。

（３）納品場所 愛媛県西条市明屋敷 164 番 西条市役所 市民生活部移住推進課移住推進係（市役所本館 3 階）

※ポスター作製等については、別途協議の上、決定する。

## 6 権利関係

（１）完成したパンフレットの原版及びデータの所有権等、一切の権利は西条市に帰属するものとする。

（２）納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、西条市が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を受注者が行うこととする。また、この場合、受注者は当該契約の内容について事前に西条市の承認を得ること。

## 7 その他

（１）業務遂行に当たり発生した疑義等については、西条市と受託者で協議の上、適切に実施すること。

（２）西条市が所有する写真、その他資料等が必要となった場合は、可能な限り貸出し、閲覧等の提供を行う。

（３）受託者は、西条移住促進 PR パンフレット企画作製業務期間はもとより作製業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。